

平成 28 年 12 月 27 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号  
株式会社 仙 台 銀 行

## 「個人型確定拠出年金（個人型 401k）」の取扱い開始について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、お客さまご自身が公的年金を補完し老後資金を準備するニーズにお応えするため、平成 29 年 1 月 4 日（水）より個人型確定拠出年金（個人型 401k）受付業務の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

なお、取扱いに当たりましては、運営管理機関である東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社と提携しております。

## 記

## 1. 取扱開始商品

「個人型確定拠出年金（個人型 401k）」

※概要につきましては、別紙【個人型確定拠出年金（個人型 401k）概要】をご確認ください。

## 2. 受付方法

受付方法	運営管理機関
各営業店窓口受付	東京海上日動火災保険株式会社
Web 受付	三井住友海上火災保険株式会社

## 3. 取扱開始日

平成 29 年 1 月 4 日（水）

## 4. 取 扱 店

東京支店を除く全営業店にてお取扱いいたします。

## 5. 制度の主な特徴

加入者が公的年金を補完するために、自助努力で老後資金を積み立てし準備する制度です。掛金につきましては、全額所得控除、運用益の非課税等による税制メリットで国も支援しています。また、平成 29 年 1 月より、原則として、公的年金に加入している 60 歳未満のすべての国民が加入対象となります。

以上

本件に関する問合せ先  
推進部窓販営業課 佐野・相澤  
電話番号 022-225-8955

## 【個人型確定拠出年金（個人型 401k）概要】

平成 29 年 1 月 1 日基準

項目	内容
運営主体	・国民年金基金連合会 (東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社 へ業務委託)
加入対象者	①国民年金の第 1 号被保険者、以下「第 1 号被保険者」 個人事業主等
	②国民年金の第 2 号被保険者、以下「第 2 号被保険者」 会社の役員・従業員、公務員、私学教職員
	③国民年金の第 3 号被保険者、以下「第 3 号被保険者」 家事専従者（第 2 号被保険者の被扶養配偶者）
掛金負担	・加入者個人
掛金限度額	①第 1 号被保険者 年間最大：816,000 円（月額：68,000 円） ※国民年金基金の掛金、国民年金の付加保険料と加入限度額を共有
	②第 2 号被保険者 年間最大：276,000 円（月額：23,000 円） ※ただし、企業年金に加入している方、公務員、私学教職員の方 年間最大：144,000 円（月額：12,000 円） ※ただし、企業型 401k のみに加入している方 (個人型 401k の加入には条件がございます) 年間最大：240,000 円（月額：20,000 円）
	③第 3 号被保険者 年間最大：276,000 円（月額：23,000 円）
	④第 3 号被保険者 年間最大：276,000 円（月額：23,000 円）
掛金納付方法	①口座振替 ②給与天引
受取方法	(老齢給付金の場合) ①60 歳～70 歳の間で受取可能。 ②受取方法は以下の 3 パターンから選択。 一時金／年金／一時金・年金併用
税制メリット	①掛金 全額所得控除 ②運用時 運用益非課税 ③受取時 退職金控除・公的年金控除
負担する費用	・加入時 2,777 円、管理手数料月額／472 円～480 円がかかり、加入者の 毎月の掛金より差し引かれます。 ※万が一、拠出停止した場合でも手数料が差し引かれます。
留意事項	①掛金の拠出可能年齢 59 歳まで。 ※50 歳以上の方が加入する場合、(老齢給付金) 受給開始年齢が段階的 に繰り下げられます。 ②国民年金保険料未納の方は拠出できません。 ③国民年金基金加入者の加入限度額は合算となります。 ※小規模企業共済は別枠。 ④原則 60 歳まで中途引出ができません。(拠出停止は可能)

以上